

○美幌・津別広域事務組合火災予防条例施行規則

平成21年4月22日
規則第3号

改正 平成24年12月26日規則第4号 平成26年7月10日規則第2号 平成27年3月2日規則第1号
平成28年2月26日規則第1号 令和元年7月2日規則第4号 令和元年8月30日規則第6号
令和2年12月23日規則第5号 令和3年3月31日規則第1号 令和5年12月21日規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）及び美幌・津別広域事務組合火災予防条例（昭和48年条例第6号。以下「条例」という。）の施行に必要な事項を定めることを目的とする。

(火災通報場所)

第2条 法第24条第1項の規定により火災を発見した者の通報すべき場所は、消防本部、消防署とする。

(固体燃料置場及び灰捨場の安全距離基準)

第3条 条例第3条第1項第16号ア及びイの規定により燃料置場又は灰捨場の位置が、建築物等の可燃性の部分又は火源から保たなければならない距離は、次のとおりとする。

- (1) 燃料置場にあつては1.2メートル以上
- (2) 灰捨場にあつては、不燃性のふたのあるものは1.0メートル以上、開放式のものにあつては、5.0メートル以上

(必要な知識及び技能を有する者の指定)

第4条 条例第3条第2項第3号に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関し、これらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

- (1) 液体燃料を使用する設備にあつては、次に掲げる者
 - ア 財団法人日本石油燃焼機器保守協会から、石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者
 - イ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）に基づく特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許、二級ボイラー技士免許又はボイラー整備士免許を有する者
- (2) 電気を熱源とする設備にあつては、次に掲げる者
 - ア 電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気主任技術者の資格を有する者
 - イ 電気工事士法（昭和35年法律第139号）に基づく電気工事士の資格を有する者

2 条例第11条第1項第9号に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関し、これらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気主任技術者の資格を有する者
 - (2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）に基づく電気工事士の資格を有する者
 - (3) 社団法人日本内燃力発電設備協会が行う自家用発電設備専門技術者試験に合格した自家用発電設備専門技術者
 - (4) 一般社団法人電池工業会が行う蓄電池設備整備資格講習を修了した蓄電池設備整備資格者
 - (5) 公益社団法人日本サイン協会が行うネオン工事技術者試験に合格した者
- 3 条例第18条第1項第13号に規定する必要な知識及び技能を有する者は、第1項第1号アに掲げる者又は当該器具の点検及び整備に関し、これと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

（変電設備の保有距離）

第5条 条例第11条第1項第3号ただし書に規定する空間の保有距離は、次の表に掲げるところとする。

種 類		保有距離（メートル以上）			
		操作を行う面	点検を行う面	換気口を有する面	相互間
変電設備	配電盤	1.0	0.6	0.2	
	変圧器、コンデンサー、その他これらに類する機器	0.1	0.6	0.1	0.1
発電設備	発電機及び内燃機関	周囲 0.6			
	操作盤	1.0	0.6	0.2	
蓄電池設備	充電装置	1.0	0.6	0.2	
	蓄電池		0.6		0.6

（特別興行等の届出及び裸火の使用届出）

第6条 条例第23条に定める劇場等において特別な興行等を行うため臨時に客席若しくは舞台等を設ける場合又は特に混雑が予想される場合は、特別興行開催届出書（様式第1号）を消防長（消防署長）に届け出なければならない。

2 条例第23条第1項ただし書きにより、上演のための裸火、危険物品等を使用しようとするときは、劇場等の裸火、危険物品使用届出書（様式第2号）を消防長（消防署長）に届け出て承認を得なければならない。

(少量危険物の消火器)

第7条 条例第31条の3、第31条の3の2、第31条の4、第31条の5及び第31条の6の規定により指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し取り扱う場合及び指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を運搬する車両（取扱い販売輸送を業とするものに限る。）には、その危険物の消火に適応する消火器1個以上設けること。指定可燃物を貯蔵し又は取り扱うものにあつては、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第6条第3項を準用する。

(教育担当者の資格)

第8条 条例第41条第2項に規定する資格を有する者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 防火管理業務に関する教育の担当者（以下「教育担当者」という。）として必要な知識及び技能を習得させるために消防長が行う講習の課程を修了した者
- (2) 前号の講習と同等以上の知識及び技能を習得できるものとして消防長が認める講習の課程を修了した者
- (3) 前2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(避難経路図の掲出)

第9条 条例第49条の消防長が指定する防火対象物は、次のとおりとする。

- (1) 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1(4)項、(5)項イ、(6)項イに掲げる防火対象物のうち延べ面積1,000平方メートル以上のもの又は3階以上の階で収容人員が30名を超えるもの
- (2) 令別表第1(16)項イ掲げる防火対象物のうち、前号に該当するもの

(避難経路図の記載事項)

第10条 条例第49条に規定する避難経路図は防火対象物の階ごとに掲出するものとし、その記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 避難施設の設置位置
- (2) 避難経路（2方向以上）
- (3) 入場者又は利用者等に対する火災の伝達方法
- (4) 消火器及び屋内消火栓設備の設置位置
- (5) その他避難に必要な事項

(火災予防上必要な資料)

第11条 法第4条第1項に定める火災予防上必要な資料は、次のとおりとする。ただし、規模等によりその一部を除くことができる。

- (1) 案内図、平面図2部、立面図、断面図及び仕上表
- (2) 消防用設備の設計図、仕様書、計算書、系統図、配管若しくは配線図（建築物の平面図及び断面図に配管及び機械を示したもの）並びに「はり」及び天井詳細図

- (3) 条例第51条第1項（第8号から第14号に限る。）電気設備の設計図、説明書、使用区域並びに送電図、電路図及び負荷設備図
 (喫煙等の禁止場所)

第12条 条例第23条第1項の規定により消防長が指定する場所は、令別表第1の防火対象物のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 喫煙し若しくは裸火を使用し又は危険物品を持ち込んで서는ならない場所
 ア 劇場（体育館その他これらに類似する施設で一時的に劇場等の用途に供する場合を含む。）映画館、演芸場又は観覧場の舞台（大道具室、小道具室及びならくを含む。）及び客席（喫煙にあつては、屋外の客席及び喫煙設備のある客席を除く。）
 イ 公会堂、集会場の舞台及び客席（喫煙にあつては喫煙設備のある客席を除く。）
 ウ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店の舞台
 エ 百貨店又は物品販売業を営む店舗の売場（食堂の部分及び喫煙設備のある部分を除く。）
 オ 屋内展示場で公衆の出入する部分
 (2) 危険物品を持ち込んで서는ならない場所
 ア 劇場（体育館その他これに類似する施設で一時的に劇場等に使用する場合を含む。）映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場（第1号ア、イに掲げる場所を除く。）の公衆の出入する部分
 イ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店で公衆の出入する部分
 ウ 車両の停車場（旅客の乗車又は待合いの用途に供する建築物に限る。）
 (危険物品の指定)

第13条 条例第23条第1項に規定する消防長が指定する場所に持ち込んで서는ならない火災予防上危険な物品は、次の各号に掲げるものとする。ただし、通常携帯するもので軽易なものは、この限りでない。

- (1) 法別表に掲げる危険物
 (2) 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第2条第1号に掲げる可燃性ガス
 (3) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項に掲げる火薬類
 (指定水利の標札)

第14条 法第21条第3項の規定による届出は、指定水利（変更・停止・廃止）届出書（様式第3号）により行うものとする。

2 前項の届出書は2部とする。

(たき火又は喫煙の制限区域の制札)

第15条 法第23条の規定により、たき火又は喫煙の制限をした区域には、(様式第4号)に定める制札を掲げる。

(意見書の交付等)

第16条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下「液化ガス法」という。)第36条第2項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成9年通商産業省令第11号)第56条第2項の規定に基づく、液化石油ガスを貯蔵するための貯蔵施設又は特定供給設備の設置若しくは変更許可に係る消防長が交付する意見書(以下「意見書」という。)の交付を受けようとするものは、意見書交付申請書(様式第5号)に意見書に必要な添付書類を添えて申請しなければならない。

2 前項の意見書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 貯蔵施設等設置許可申請書の写し
- (2) 貯蔵施設等の位置(他の施設との関係位置を含む。)及び構造並びに付近の状況を示す図面
- (3) 防火管理の計画
- (4) 第1項の変更許可を申請する場合の添付書類は、次のとおりとする。
 - ア 貯蔵施設等を新設しようとする場合にあつては、貯蔵施設等変更許可申請書の写し及び前2号の書類
 - イ 貯蔵施設等を新設しない場合であつて、貯蔵施設等を変更しようとするときは、貯蔵施設等変更許可申請書の写し及び第2号の図面
- (5) 書類の提出部数は各1部とする。

3 消防長は、第1項の意見書の交付申請を受理し関係法令に適合していると認めたときは、意見書(様式第6号)を交付する。

(使用開始の検査を受けなければならない防火対象物)

第17条 条例第50条の規定により次の各号に掲げる防火対象物を使用(内容変更を含む。)しようとする者は、防火対象物使用開始届出書(様式第7号)により消防長又は消防署長に届出し検査を受けなければならない。

- (1) 令別表第1(1)項イ、(2)項イ、ロ、ハ、二、(5)項イ、(6)項イ及びハ(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)、(6)項ロ、(16)項イ(利用者を入居させ、又は宿泊させる部分が存するものに限る。)(16の2)項、(16の3)項、(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物
- (2) 令別表第1(1)項ロ、(3)項イ、ロ、(4)項、(5)項ロ、(6)項イ、ハ、二、(9)項イ、ロ、(12)項イ、ロ、(13)項イ、ロ、(14)項及び(16)項イに掲げる防火対象物で延べ面積150㎡以上のもの

(3) 令別表第1(7)項、(8)項、(10)項、(11)項、(15)項及び(16)項口の防火対象物で延べ面積300㎡以上のもの
(水圧、水張検査証の交付)

第18条 消防長(消防署長)は、条例第54条による検査の結果、関係規定に適合していると認めるときは、検査済証(様式第8号)及び少量危険物、指定可燃物タンク検査済証(様式第9号)を交付し、関係規定に適合しない場合は、少量危険物、指定可燃物タンク検査不適合通知書(様式第10号)を交付する。
(標識等)

第19条 条例に定める標識及び標示板の規格は、別表第1に定めるとおりとする。

2 条例に定める掲示板の規格は、別表第2に定めるとおりとする。

危険物、指定可燃物の種類	防火上の記載事項
第1類の危険物のうちアルカリ金属の過酸化物若しくはこれを含有するもの又は禁水性物品(危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号。以下「危政令」という。)第10条第1項第10号の禁水性物品をいう。)	注水行為を厳に禁止する旨
第2類の危険物(引火性固体、自然発火性物品(危政令第25条第1項第3号の自然発火性物品をいう。)を除く。)	火気の使用に注意を要する旨
第2類の危険物のうち引火性固体、自然発火性物品、第4類の危険物、第5類の危険物及び指定可燃物(可燃性固体類、可燃性液体類、ぼろ及び紙くずに限る。)	火気の使用を厳に禁止する旨
指定可燃物(可燃性固体類、可燃性液体類、ぼろ及び紙くずを除く。)	火気の使用に注意して整理整頓する旨

(指定洞道等及び届出)

第20条 条例第52条の2の規定により消防長(消防署長)が指定するものは、次のとおりとする。

- (1) 共同溝
- (2) 洞道で全長が50メートル以上のもの
- (3) 前2号に類する地下の工作物で全長が50メートル以上のもの

2 前項に規定する指定洞道等に通信ケーブル等を敷設する者は、指定洞道等(新規・変更)届出書(様式第11号)に、次に掲げる関係図書を添付し、消防長に届け出なければならない。

- (1) 指定洞道等の経路及び出入口、換気口等の位置を記載した経路概略図
- (2) 指定洞道等の内部に敷設され、又は設置されている通信ケーブル等、消火設備、電気設備、連絡電話設備、排水設備、防水設備、金物設備その他の主要な物件の概要書
- (3) 指定洞道等の内部における火災に対する次に掲げる事項を記載した安全対策書
 - ア 通信ケーブル等の難燃措置に関すること。
 - イ 火気を使用する工事又は作業を行う場合の火気管理及び喫煙管理等出火防止に関すること。
 - ウ 火災発生時における延焼拡大防止、早期発見、早期消火、通報連絡、避難、消防隊への情報提供に関すること。
 - エ 職員及び作業員の防火上必要な教育訓練に関すること。
 - オ その他安全管理に関すること。

(特例基準の適用)

第21条 令第32条の規定により、法第17条で定める技術上の基準を適用しない特例認定を受けようとする者は、消防用設備等適用除外申請書（様式第12号）を消防長（消防署長）に提出しなければならない。

2 消防長（消防署長）は、前項の申請書の提出があった場合、その内容を審査し承認する場合は、申請者に消防用設備等適用除外承認書（様式第13号）を、承認しない場合は、消防用設備等適用除外不承認書（様式第14号）を申請者に交付するものとする。

(消防用設備等の検査を受けなければならない防火対象物)

第22条 令第35条第1項第3号による消防機関の検査を受けなければならない防火対象物で、消防長が指定するものは、別表第3に掲げる対象物とする。

(消防用設備等の点検資格者等に点検をさせなければならない防火対象物)

第23条 令第36条第2項第2号による消防用設備等又は特殊消防用設備等について、消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者に点検をさせなければならない防火対象物として消防長が指定するものは、令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで、(16)項ロ及び(18)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のものとする。

(届出書等の様式)

第24条 次の各号に掲げる届出書等の様式は、当該各号に定めるところによる。ただし、第7号の規定中昼間において軽易なたき火又はごみ焼き等及び第8号の規定中一つの場所において行う煙火の打ち上げ5発までは、電話又は口頭によることができ、第10号及び第11号の届出で緊急の場合は、口頭若しくは電話での届出とし、第11号の届出については、道路管理者の許可行為上消防に同意を求められ

たものについては、同意書に換えることができる。

- | | |
|--|--------|
| (1) 教育担当者選任（解任）届出書（条例第41条） | 様式第15号 |
| (2) 防火対象物内容（消防用設備等）変更届出書（条例第50条） | 様式第16号 |
| (3) 炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機設置（変更）届出書（条例第51条第1号から第8号の2まで） | 様式第17号 |
| (4) 急速充電設備、燃料電池発電設備、発電設備、変電設備、蓄電池設備設置（変更）届出書（条例第51条第9号から第13号まで） | 様式第18号 |
| (5) ネオン管灯設備設置（変更）届出書（条例第51条第14号） | 様式第19号 |
| (6) 水素ガスを充填する気球の設備（変更）届出書（条例第51条第15号） | 様式第20号 |
| (7) 揚煙等の行為の届出書（条例第52条第1号） | 様式第21号 |
| (8) 煙火打上げ、仕掛け届出書（条例第52条第2号） | 様式第22号 |
| (9) 催物開催届出書（条例第52条第3号） | 様式第23号 |
| (10) 水道断水、減水届出書（条例第52条第4号） | 様式第24号 |
| (11) 道路工事届出書（条例第52条第5号） | 様式第25号 |
| (12) 露店等の開設届出書（条例第52条第9号） | 様式第26号 |
| (13) ストープ煙突掃除取付業届出書（条例第52条第6号） | 様式第27号 |
| (14) 液体燃料を使用するストーブ・風呂がま整備業届出書（条例第52条第7号） | 様式第28号 |
| (15) 消防用設備業届出書（条例第52条第8号） | 様式第29号 |
| (16) 少量危険物、指定可燃物貯蔵取扱い（廃止）届出書（条例第53条） | 様式第30号 |
| (17) 水圧、水張試験・検査申請書（条例第54条）
（届出書等の提出部数等） | 様式第31号 |

第25条 条例及びこの規則に定めるところにより、届出等を行う者は、届出書2通を作成し、消防長（消防署長）に届け出なければならない。

2 消防長（消防署長）は、第1項の届出書等（条例第54条による申請書を除く。）を受理したときは、必要な調査等を行い、支障がないと認めたときは、その1通に届出済印（様式第32号）、検査済印（様式第33号）又は承認済印（様式第34号）を押印して届出者に交付するものとする。

（防火対象物の点検基準及び点検票）

第26条 規則第4条の2の6第1項第9号の規定による基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 炉の位置、構造及び管理が、条例第3条に定める基準によっていること。
- (2) ふろがまの位置、構造及び管理が、条例第3条の2に定める基準によっていること。

ること。

- (3) 温風暖房機の位置、構造及び管理が、条例第3条の3に定める基準によっていること。
- (4) 厨房設備の位置、構造及び管理が、条例第3条の4に定める基準によっていること。
- (5) ボイラーの位置、構造及び管理が、条例第4条に定める基準によっていること。
- (6) ストープ（移動式のものを除く。）の位置、構造及び管理が、条例第5条に定める基準によっていること。
- (7) 壁付暖炉、ペチカ及びオンドルの位置、構造及び管理が、条例第6条に定める基準によっていること。
- (8) 乾燥設備の位置、構造及び管理が、条例第7条に定める基準によっていること。
- (9) サウナ設備の位置、構造及び管理が、条例第7条の2に定める基準によっていること。
- (10) 簡易湯沸設備の位置、構造及び管理が、条例第8条に定める基準によっていること。
- (11) 給湯湯沸設備の位置、構造及び管理が、条例第8条の2に定める基準によっていること。
- (12) 掘りごたつ及びいろりの位置、構造及び管理が、条例第9条に定める基準によっていること。
- (13) ヒートポンプ冷暖房機の内燃機関の位置、構造及び管理が、条例第9条の2に定める基準によっていること。
- (14) 火花を生じる設備の位置、構造及び管理が、条例第10条に定める基準によっていること。
- (15) 放電加工機（加工液として法第2条第7項に規定する危険物を用いるものに限る。）の位置、構造及び管理が、条例第10条の2に定める基準によっていること。
- (16) 第1号から前号までの規定にかかわらず、現に条例第17条の4の規定が適用されている場合にあつては、引き続き、消防長が同条の適用を認めた状況で維持されていること。
- (17) 液体燃料を使用する器具の取扱いが、条例第18条に定める基準によっていること。
- (18) 固体燃料を使用する器具の取扱いが、条例第19条に定める基準によっていること。
- (19) 気体燃料を使用する器具の取扱いが、条例第20条に定める基準によっていること。

こと。

- (20) 電気を熱源とする器具の取扱いが、条例第21条に定める基準によっていること。
 - (21) 消しつぼその他使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱いが、条例第22条に定める基準によっていること。
 - (22) 第17号から前号までの規定にかかわらず、現に条例第22条の2の規定が適用されている場合にあつては、引き続き、消防長が同条の適用を認めた状況で維持されていること。
 - (23) 喫煙等が、条例第23条に定める基準によっていること。
 - (24) がん具用煙火が、条例第26条に定める基準によっていること。
 - (25) 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いが、条例第30条に定める基準のほか、条例第31条から第31条の8まで（第31条の6を除く。）に定める基準によっていること。
 - (26) 可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いが、条例第33条に定める基準によっていること。
 - (27) 綿花類等の貯蔵及び取扱いが、条例第34条に定める基準によっていること。
 - (28) 第25条から前号までの規定にかかわらず、現に条例第34条の3の規定が適用されている場合にあつては、引き続き、消防長が同条の適用を認めた状況で維持されていること。
- 2 法第8条の2の2第1項の規定による報告は、規則第4条の2の4第3項に規定する報告書に、防火対象物点検票（様式第35号の1から3）を添付しなければならない。

（公表の対象となる防火対象物及び違反の内容）

第27条 条例第54条の2第3項の規則で定める公表の対象となる防火対象物は、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物で、法第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第4条第1項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。

- 2 条例第54条の2第3項の規則で定める公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。

（公表の手続き）

第28条 条例第54条の2第1項の公表は、前条第1項の立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内

容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、美幌・津別広域事務組合ホームページへの掲載により行う。

- 2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
 - (2) 前条第2項に規定する違反の内容（当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。）
 - (3) その他消防長が必要と認める事項
（消防長が定める事項）

第29条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
（関連規則等の廃止）
- 2 美幌・津別消防事務組合火災予防条例施行規則（昭和49年規則第2号）は、廃止する。
- 3 美幌・津別消防事務組合火災予防条例施行規程（昭和49年訓令第1号）は、廃止する。

附 則（平成24年規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、平成25年1月1日から適用する。

附 則（平成26年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、平成26年8月1日から適用する。

附 則（平成27年規則第1号）

この規則は、平成27年4月1日より施行する。

附 則（平成28年規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日より施行する。

附 則（令和元年規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年規則第6号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第5号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第1号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規則第1号）

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

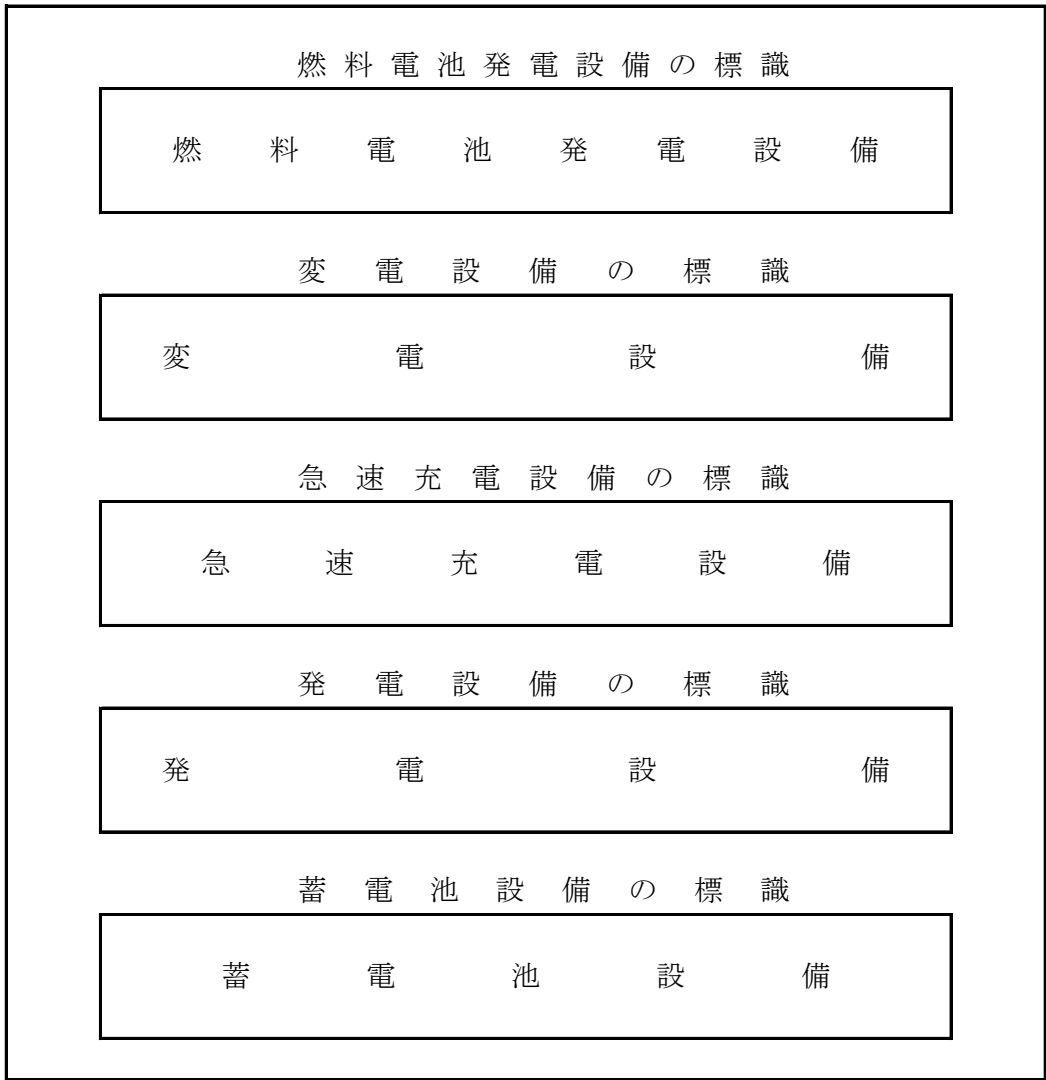
別表第1（第19条関係）

根拠条文	種別	規格		寸		法		様式形状
		幅	長さ	地	文字			
条例第8条の3第1項及び第3項、 条例第11条第1項第5号及び第3項、 条例第11条の2第2項、 条例第12条第2項及び第3項、 条例第13条第2項及び第4項	燃料電池発電設備 変電設備 急速充電設備 発電設備 蓄電池設備	である旨の標識		cm	cm	白	黒	付図1のとおりとする
条例第3条第17条号	水素ガスを充てんする気球の掲揚場所の立入を禁止する旨の標識	30以上	60以上	赤	白			付図2のとおりとする
条例第23条第2項	「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識	25以上	50以上	赤	白			付図3のとおりとする
条例第23条第4項	喫煙所と表示した標識	30以上	10以上	白	黒			付図4のとおりとする
条例第31条第2項、 条例第33条第1号、 条例第34条第2項第1号	危険物指定可燃物	を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識		30以上	60以上	白	黒	付図5のとおりとする
	危険物指定可燃物	の品名、最大数量等を掲示した掲示板		30以上	60以上	（*注）		
条例第45条第4号	定員表示板	30以上	25以上	付図6のとおりとする				
条例第45条第4号	満員札	50以上	25以上	付図7のとおりとする				

備考 標識の材料は、木板金属板又は難燃合成樹脂板とする。

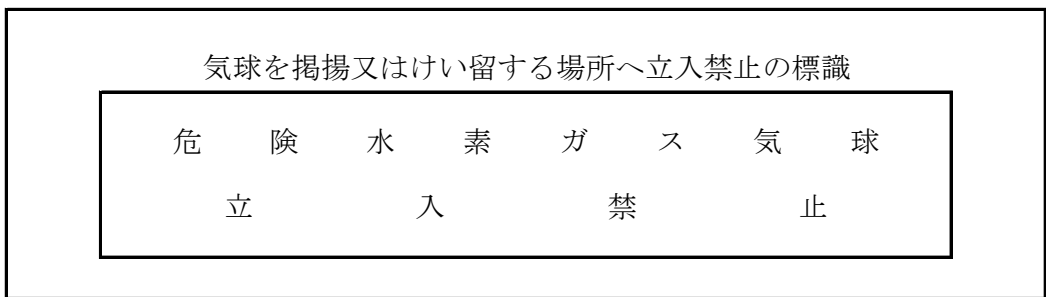
（*注） 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第18条第1項第3号及び第5号の例によること。

付図1 (別表第1)



〔美津 二十六〕

付図2 (別表第1)



付図3 (別表第1)



〈美津
二十二〉

付図4 (別表第1)



付図5 (別表第1)

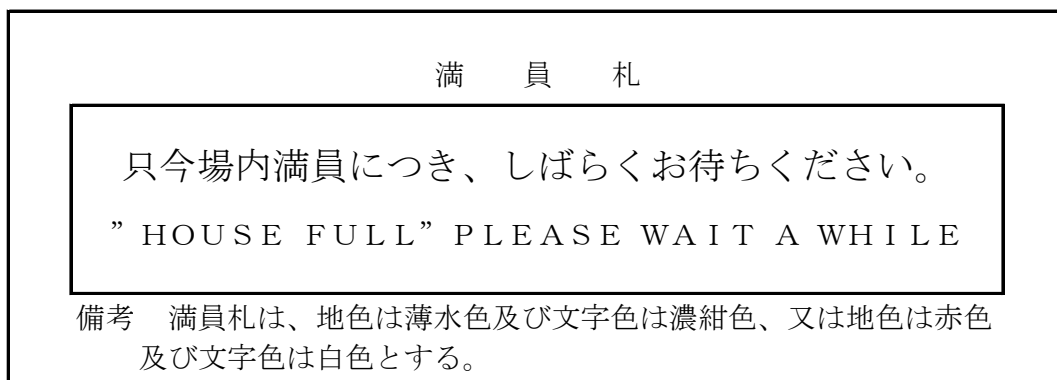
危険物の貯蔵、取扱 責任者及び種別、品 名、最大数量の標識	<p style="text-align: center;">少量危険物貯蔵取扱所</p> 第 類 最大数量 責任者
指定可燃物の貯蔵、 取扱責任者及び、品 名、最大数量の標識	<p style="text-align: center;">指定可燃物貯蔵取扱所</p> 品 名 最大数量 責任者

美津
二二二

付図6 (別表第1)

定 員 の 表 示 板	
定 員	名
備考 表示板の地色は白色とし、横線及び定員枠の色は金色とし、 定員枠内の地色、「定員」及び「名」の文字色は赤色とする。	

付図7 (別表第1)



別表第2 (第19条関係)

根拠条文	種 別 規 格	寸 法				様式形状
		幅 cm	長さ cm	地	文字	
条例第31条の7 第1項第1号、 第2号、第3号	注水行為を厳に禁止する旨の標識	25以上	50以上	青	白	付図1 のりと おす
条例第31条の7 第1項第2号	火気の使用に注意を要する旨の標識	25以上	50以上	赤	白	付図1 のりと おす
条例第34条	火気の使用に注意し整理整頓する旨の標識	25以上	50以上	白	黒	付図1 のりと おす
条例第31条の7 第1項第2号、 第3号、第4号、 第5号、条例第33条	火気の使用を厳に禁止する旨の標識	別表第1付図3による				

〈美津 二二二〉

付図1 (別表第2)

注水行為を厳に禁止する旨の標識	注 水 厳 禁
火気の使用に注意を要する旨の標識	火 気 注 意
火気の使用に注意し整理整頓する旨の標識	火 気 注 意 整 理 整 と ん

〈美津 二二二〉

別表第3 (第22条関係)

消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査を受けなければならない防火対象物

令別表第1に掲げる項別	面積
(5)項ロ・(7)項・(8)項・(9)項ロ (12)項イ及びロ・(13)項・(17)項	300平方メートル以上
(10)項・(11)項・(14)項・(15)項 (16)項ロ・(17)項・(18)項	500平方メートル以上

注 (17)項については、公開されるもの300平方メートル以上、非公開のもの500平方メートル以上

特 別 興 行 開 催 届 出 書

年 月 日			
様			
住所			
届出者氏名			
電話番号			
防火対象物	所在地		電話番号
	名称		
主催者の住所氏名			
興行内容及び目的			
開催日時		自 年 月 日 至 年 月 日	開催時間
使用箇所		面積	客席の構造
		m ²	収容人員 人
消防用設備等の概要			
防火管理者氏名			
避難誘導及び消火活動に従事できる人員			
その他必要な事項			
※ 受付欄		※ 経過欄	

〈美津 三十四〉

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。
- 4 使用場所の図面を添付すること。

劇場等の裸火使用届出書
危険物品

(表)

年 月 日				
様				
住所				
届出者氏名				
電話番号				
防火対象物名				
所在地		電話番号		
防火管理者氏名				
定員	1階 人	2階 人	3階 人	計 人
火気（危険物品） 使用場所				
使用火気の種別 及び使用方法				
危険物品の類品名 及び最大数量	類	品名	1日の最大取扱数量	
消防用設備等又は 特殊消防用設備等				
火気使用期間（時間）				
※ 受付欄		※ 経過欄		

（美津 三十四）

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。
- 4 火気（危険物品）使用箇所の略図を添付すること。

※ 調 査 欄

(裏)

調 査 年 月 日	年 月 日
調 査 員	職・氏名
防火上支障の有無	
調 査 事 項	
1 避 難 設 備	
2 客 席	
3 消 火 設 備	
4 そ の 他	
備 考	

〈美津 三十四〉

指 定 水 利 （ 変 更 ・ 停 止 ・ 廃 止 ） 届 出 書

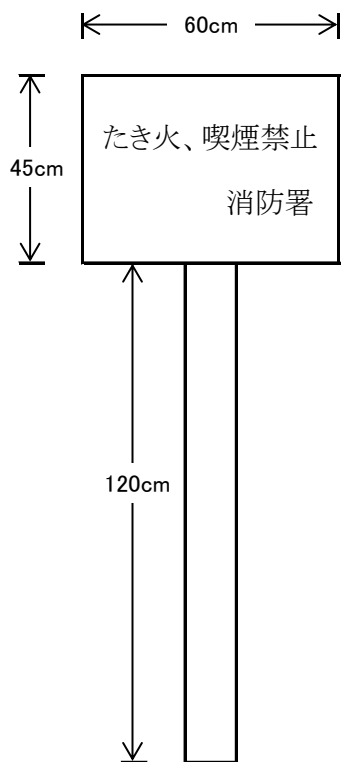
年 月 日		
様 住 所 届出者 氏 名 電話番号		
指定水利	所 在 地	
	種 別	
	関 係 者 住 所 ・ 氏 名	
	指 定 日	
<input type="checkbox"/> 廃 止	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 停 止	内 容	
<input type="checkbox"/> 変 更	理 由	
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

（美津 三十四）

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

様式第4号（第15条関係）



〈美津
二二二〉

- 1 地色は、白色とする。
- 2 「禁止」の文字は赤色とする。
- 3 他の文字は黒色とする。

意見書交付申請書

年 月 日

様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に定めるところにより、貯蔵施設等の許可（変更）を受けたいので、同法第36条第2項及び同法施行規則第56条第2項に定める意見書を交付されたく、別添関係書類を添えて申請します。

（美津 三十四）

※ 受 付 欄

※ 経 過 欄

交付年月日

交付番号

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

意 見 書

北海道知事 様

年 月 日付けで申請者 から液化石油ガス貯蔵
施設等の設置・変更の許可を受けるため意見を求められ、これについての意見
は、下記のとおりです。

年 月 日
第 号

美幌・津別広域事務組合
消防長

記

施設区分

設置場所

施設名称

上記施設について、消防関係法令に基づき審査した結果、支障がない
ことを認めます。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

防火対象物使用開始届出書

(表)

年 月 日					
様 住所 届出者 氏名 電話番号					
所在地	電話番号				
名称		主要用途			
建築確認年月日			建築確認番号		
※消防同意 年月日			※消防同意番号		
工事着手年月日	年月日	工事完了 (予定) 年月日	年月日	使用開始 (予定) 年月日	年月日
他の法令による 許可					
敷地面積	m ² 建築面積	m ² 延面積	m ²	棟数	棟
従業員数	公開時間又は従業時間				
屋外消火栓 動力消防ポンプ 消防用水 の概要					
その他の 必要な事項					
※ 受付欄			※ 経過欄		

〈美津 三十四〉

(裏)

用途 種類	用途		構造				
	床面積 (㎡)	用途	消防用設備等の概要				特殊消防等 用の概要
			消火設備	警報設備	避難設備	消火活動 上必要な 施設	
防火対象物棟別概要(第	階						
	階						
	階						
	階						
	階						
	階						
	階						
	階						
	階						
	階						
	計						

〔美津 三十二〕

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 同一敷地内に2以上の棟がある場合には、棟ごとに「様式第7号 防火対象物棟別概要追加書類」に必要な事項を記入して添付すること。
- 3 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 4 建築面積及び延面積の欄は、同一敷地内に2以上の棟がある場合には、それぞれの合計を記入すること。
- 5 消防用設備等の概要欄には、屋外消火栓、動力消防ポンプ及び消防用水以外の消防用設備等の概要を記入すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。
- 7 防火対象物の配置図、各階平面図及び消防用設備等の設計図書（消火器具、避難器具等の配置図を含む。）を添付すること。

様式第7号 防火対象物棟別概要追加書類 (A4)

防火対象物棟別概要 (第 号)	用途		構造				
	種類 階別	床面積 (㎡)	用途	消 防 用 設 備 等 の 概 要			特 殊 消 防 等 用 設 備 の 概 要
				消 火 設 備	警 報 設 備	避 難 設 備	
	階						
	階						
	階						
	階						
	階						
	階						
	計						

防火対象物棟別概要 (第 号)	用途		構造				
	種類 階別	床面積 (㎡)	用途	消 防 用 設 備 等 の 概 要			特 殊 消 防 等 用 設 備 の 概 要
				消 火 設 備	警 報 設 備	避 難 設 備	
	階						
	階						
	階						
	階						
	階						
	階						
	計						

〔美津 三十四〕

様式第8号（第18条関係）

50mm

70mm

美幌・津別広域事務組合

検査圧力	
検査番号	
検査年月日	年 月 日

美幌・津別広域事務組合

美津 二十二

備考 金属板(地色は黒、文字は白の浮出し厚さは0.5ミリ縁は白とする。)

少量危険物
指定可燃物 タンク検査済証

正

水張又は水圧検査の別			
検査圧力		Kpa	
タンクの構造	形状	容量	
	寸法		
	材質記号及び板厚		
製造者	住所		
	氏名		
製造年月日			
<p>タンク検査番号 第 号</p> <p>年 月 日</p> <p>美幌・津別広域事務組合 消防長(消防署長) 印</p>			

美津 三十二

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第 年 月 号
日

少 量 危 険 物
指 定 可 燃 物 タンク検査不適合通知書

申請者

住 所

氏 名

様

美幌・津別広域事務組合

消防長（消防署長）

印

年 月 日付けで申請のあった少量危険物・指定可燃物の
タンク検査を行った結果、次の理由により法令の基準に適合していないと
認められるので通知します。

理 由

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

指 定 洞 道 等 （ 新 規 ・ 変 更 ） 届 出 書

年 月 日		
様		
住 所		
届出者 氏 名		
電話番号		
設 置 者	法人の名称	
	代表者氏名	
洞 道 等 の 名 称		
設 置 場 所	起 点	
	終 点	
	経 由 地	
その他必要な事項		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

〔美津 三十四〕

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。
- 4 洞道等の経路図、設置されている物件の概要書、火災に対する安全管理対策書その他必要な図面を添付すること。

消 防 用 設 備 等 適 用 除 外 申 請 書

年 月 日		
様 住 所 届出者 氏 名 電話番号		
次の防火対象物の消防用設備等(特殊消防用設備)について、消防法施行令第32条の適用を受けたいので申請します。 なお、消防用設備等基準除外申請について、事後変更が生じたときは、速やかに技術上の基準に適合するよう消防用設備等(特殊消防用設備)を設置します。		
防火対象物	所在地	
	名 称	
	用 途	
	構造・規模	耐火・準耐火・防火・()、地上 階 地下 階 建築面積 m ² 延べ面積 m ²
設 置 義 務 消 防 用 設 備 等 (特 殊 消 防 用 設 備)		
適 用 を 受 け たい 消 防 用 設 備 等 (特 殊 消 防 用 設 備)		
適 用 を 受 け る た め の 理 由 及 び 措 置		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

(美津 三十四)

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 防火対象物の案内図、配置図、各階平面図等関係図面を添付すること。
- 3 その他必要な資料を添付すること。
- 4 ※印の欄は記入しないこと。

消 防 用 設 備 等 適 用 除 外 承 認 書

第 年 月 日 号

様

美幌・津別広域事務組合

消防長（消防署長）

印

年 月 日付で申請のあった防火対象物の消防用設備等(特殊消防用設備)について、消防法施行令第32条の適用を認めましたので、承認する旨通知します。

（美津
二二二）

申 請 者	住 所	
	氏 名	
	電 話	
防 火 対 象 物	所 在 地	
	名 称	
	用 途	
	構 造 ・ 規 模	耐火・準耐火・防火・()、地上 階 地下 階 建築面積 m ² 延べ面積 m ²
特 例 を 承 認 す る 消 防 用 設 備 等 (特 殊 消 防 用 設 備)		
そ の 他 必 要 な 事 項		

消 防 用 設 備 等 適 用 除 外 不 承 認 書

第 号
年 月 日

様

美幌・津別広域事務組合

消防長（消防署長）

回

年 月 日付で申請のあった防火対象物の消防用設備等（特殊消防用設備）について、消防法施行令第32条の適用を認められないため、承認できない旨通知します。

申請者	住 所	
	氏 名	
	電 話	
防火対象物	所 在 地	
	名 称	
	用 途	
	構造・規模	耐火・準耐火・防火・()、地上 階 地下 階 建築面積 m ² 延べ面積 m ²
承認できない理由		
<p>(教示)</p> <p>1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、美幌・津別広域事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求することができなくなります。</p> <p>2 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6箇月以内に、美幌・津別広域事務組合(訴訟において、美幌・津別広域事務組合を代表する者は、美幌・津別広域事務組合管理者となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があった日。)の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>		

（美津 二十九）

教 育 担 当 者 選 任 （ 解 任 ） 届 出 書

年 月 日				
様 住所 届出者氏名 電話番号				
担 当	所 在 地			
	名 称			
営 業 所	従 事 者			
選 任	氏名、生年月日	年 月 日生		
	住 所			
	選 任 年 月 日	年 月 日		
	職 務 上 の 地 位			
	教育担当資格者証 交付年月日、番号	年 月 日 第 号		
解 任	氏 名			
	住 所			
	解 任 年 月 日	年 月 日	選任年月日	年 月 日
	解 任 理 由			
そ の 他 必 要 事 項				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

（美津 三十四）

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

防火対象物内容（消防用設備等）変更届出書

年 月 日				
様				
住所 届出者氏名 電話番号				
変更前の用途				
防火対象物	所在地		電話番号	
	名称		業態	
防火設備等の種類				
工事の種類別		新設 ・ 増設 ・ 改修 ・ その他		
設計	事業所の所在地名称		電話番号	
	担当者氏名			
工事	事業所の所在地名称		電話番号	
	監理担当者氏名			
法第17条 の2、3関係	工事着工(予定) 年 月 日	用途	増改築等及び 用途変更部分 の床面積の合計	m ² 延面積 m ²
設備概要				
その他				
※ 受付欄			※ 経過欄	

（美津 三十四）

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 設備概要欄には、階別床面積、消防用設備等の種類及び配置個数を記載すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

炉・厨房設備・温風暖房機
 ボイラー・給湯湯沸設備
 乾燥設備・サウナ設備
 ヒートポンプ冷暖房機
 火花を生ずる設備・放電加工機

設置(変更)届出書

(表)

年 月 日			
様 住所 届出者氏名 電話番号			
防火 対象物	所在地	電話番号	
	名称	主要用途	
設 置 場 所	用途	床面積	消防用設備等又は 特殊消防用設備等
	構造	階層	
届 出 設 備	設備の種類		
	着工(予定)年月日	竣工(予定)年月日	
	設備の概要		
	使用する 燃料・熱 源加工液	種 類	使 用 量
	安全装置		
取扱責任者の職氏名			
工 事 施 工 者	住所	電話番号	
	氏名		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

（美津 三十四）

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 階層欄には、屋外に設置する設備にあつては、「屋外」と記入すること。
- 4 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備等と記入すること。
- 5 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 6 火花を生ずる設備及び放電加工機以外の設備にあつては、使用量欄には1時間当たりの入力を記入すること。この際、電気を熱源とする設備にあつては、1キロワットを860キロカロリーに換算すること。
- 7 ※印の欄は記入しないこと。
- 8 当該設備の設計図書を添付すること。

※ 調 査 欄

(裏)

調 査 年 月 日	年	月	日
調 査 員	職・氏名		
防火上支障の有無			
調 査 事 項			
1 設置場所			
2 構 造			
3 建物室内構造			
4 燃焼槽等の構造			
5 非常警報装置又は熱源自動停止装置			
6 その他必要な設備			
7 消火設備			
備 考			

様式第18号（第24条関係）

急 速 充 電 設 備
燃 料 電 池 発 電 設 備
発 変 蓄 電 電 池 設 設 備
電 電 池 設 設 備

設置（変更）届出書

(表)

年 月 日									
様 住 所 届出者 氏 名 電話番号									
防 火 対 象 物	所 在 地	電 話 番 号							
	名 称								
設 置 場 所	構 造			場 所			床 面 積		
				屋 内 (階)、屋 外			m ²		
消防用設備等又は 特殊消防用設備等					不燃区画	有・無	換気設備	有・無	
届 出	電 圧	V	全出力又 定格容量	KW kWh					
	着工(予定) 年 月 日				竣工(予定) 年 月 日				
設 備	設置の概要	種 別	キュービクル式（屋内・屋外）・その他						
主任技術者氏名									
工 事 施 工 者	住 所	電 話 番 号							
	氏 名								
※ 受 付 欄					※ 経 過 欄				

美 津 三 十 七

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 電圧欄には、変電設備にあつては一次電圧と二次電圧の双方を記入すること。
- 4 全出力又は定格容量の欄には、急速充電設備、燃料電池発電設備、発電設備または変電設備にあつては全出力を、蓄電池設備にあつては定格容量を記入すること。
- 5 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 6 ※印の欄は記入しないこと。
- 7 当該設備の設計図書を添付すること。

※ 調 査 欄

(裏)

調 査 年 月 日	年	月	日
調 査 員	職・氏名		
防火上支障の有無			
調 査 事 項			
1 位置、構造			
2 周囲の保有空間			
3 換気設備			
4 絶縁抵抗及び接地抵抗値			
5 消防用設備等			
6 標識、その他			
備 考			

〈美津 三十四〉

ネオン管灯設備設置（変更）届出書

(表)

年 月 日			
様			
住所			
届出者 氏 名			
電話番号			
防火対象物	所在地		
	名称	用途	
届出設備	設備容量	設備位置	
	着工(予定) 年 月 日	竣工(予定) 年 月 日	
	設備の概要		
工事施工者	住所		
	氏 名	電話番号	
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

〈美津 三十四〉

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 届出設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 4 ※印の欄は記入しないこと。
- 5 当該設備の設計図書を添付すること。

※ 調 査 欄

(裏)

調 査 年 月 日	年	月	日
調 査 員	職・氏名		
防火上支障の有無			
調 査 事 項			
1 位置(取付場所)			
2 ネオントランス			
3 点滅設備			
4 取付材、支わく等			
5 周囲の状況			
6 消火設備			
備 考			

〈美津
三十四〉

水素ガスを充てんする気球の設置（変更）届出書
（表）

年 月 日									
様 住所 届出者氏名 電話番号									
設置請負者		住所 氏名			電話番号				
監視人氏名		他名							
設置期間		掲揚 けい留			至 至				
設置目的									
設置場所		地名地番 地上又は屋上の別			用途		立入禁止の方法		
充てん又は作業の方法		日時 方法			場所 ガス置場				
構造	気球型		直径 体積		材質 厚さ				
	揚鋼		材質		太さ				
電飾	電球の 定格電圧		灯数		配線方式		直列・並列		
	電線の 種類				断面積				
総重量					その他 必要事項				
支持方法		掲揚 けい留							
※ 受付欄					※ 経過欄				

（美津 三十四）

備考

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- ※印の欄は記入しないこと。
- 設置場所付近の見取図、気球の見取図及び電飾の配線図（電飾を付設するものに限る。）を添付すること。

※ 調 査 欄

(裏)

調 査 年 月 日	年	月	日
調 査 員	職・氏名		
防火上支障の有無			
調 査 事 項			
1 防火設備			
2 周囲の状況			
3 その他			
備 考			

〔美津 三十四〕

揚 煙 等 の 行 為 の 届 出 書

年 月 日			
様			
住所			
届出者 氏 名			
電話番号			
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
発生場所			
燃 焼 物 品 及 び 数 量	農産物の殻等（	）	数量
	雑 草（	）	数量
	その他（	）	数量
作業目的	農地整理・雑草整理・その他（		
人員及び 消火用具	名	水バケツ・スコップ・消火器・その他（	
そ の 他 必 要 事 項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

（美津 三十四）

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 その他必要な事項欄は、消火用具等の概要その他参考事項を記入すること。
- 4 ※印の欄は記入しないこと。

煙 火 打 上 げ 届 出 書
仕 掛 け

年 月 日	
様	
住 所	
届出者 氏 名	
電話番号	
打上げ、仕掛け	自
予 定 日 時	至
打上げ、仕掛け 場 所	
周 囲 の 状 況	
煙 火 の 種 類 及 び 数 量	
目 的	
その他必要な事項	
打上げ、仕掛け に直接従事する 責任者の氏名 及び電話番号	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

（美津 三十四）

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。
- 4 その他必要な事項欄は、消火設備の概要その他参考事項を記入すること。
- 5 打上げ、仕掛け場所の略図を添付すること。

催 物 開 催 届 出 書

年 月 日			
様 住 所 届出者 氏 名 電話番号			
防 火 対 象 物	所 在 地		
	名 称		本 来 の 用 途
使 用 箇 所	位 置	面 積	客 席 の 構 造
		m ²	
	消 防 用 設 備 等 又 は 特 殊 消 防 用 設 備 等 の 概 要		
使 用 目 的			
使 用 期 間		開 催 時 間	
収 容 人 員	名	避 難 誘 導 及 び 消 火 活 動 に 従 事 で き る 人 員	名
防 火 管 理 者 氏 名		現 場 責 任 者 名 (電 話 番 号)	
そ の 他 必 要 な 事 項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

〔美津 三十四〕

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。
- 4 使用する防火対象物の略図を添付すること。

水道 断減 水届出書

年 月 日			
様			
住所			
届出者氏名			
電話番号			
断、減水予定	自		
日 時	至		
断、減水区域			
工事場所			
理由			
現場責任者氏名		電話番号	
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

〔美津 三十四〕

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。
- 4 断減水区域の略図を添付すること。

道 路 工 事 届 出 書

年 月 日			
様			
住所			
届出者 氏 名			
電話番号			
工 事 予 定 日 時	自		
	至		
路 線 及 び 箇 所			
工 事 内 容			
現 場 責 任 者		電 話 番 号	
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

（美津 三十四）

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。
- 4 工事区域の略図を添付すること。

露 店 等 の 開 設 届 出 書

年 月 日			
様			
住所			
届出者 氏 名			
電話番号			
開 設 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	営 業 時 間	開始 時 分 終了 時 分
開 設 場 所			
催 し の 名 称			
開 設 店 数		消 火 器 の 設 置 本 数	
現 場 責 任 者 氏 名		電 話 番 号	
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

〔美津 三十四〕

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る図面を添付すること。
- 4 ※印の欄は記入しないこと。

ストーブ 煙 突 掃 除 取 付 業 届 出 書

年 月 日	
様	
住 所	
届出者 氏 名	
電話番号	
住 所	
氏 名	
所 属 事 務 所	
経 過 の 大 要	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

（美津 三十四）

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

液体燃料を使用するストーブ・風呂がま整備業届出書

年 月 日			
様			
住所 届出者氏名 電話番号			
住所			
氏名		年 月 日生	
所属事務所		経験年数	年
技術講習等の 受講状況		交付番号	
略 歴			
※ 受付欄		※ 経過欄	

〔美津 三十四〕

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 再交付願の場合は、略歴欄には紛失又は損傷等の字句を記入すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

消 防 設 備 業 届 出 書

年 月 日									
様									
住所									
届出者氏名									
電話番号									
事業所の所在地名									
事業の内容		法人登記						有 ・ 無	
		登記年月日						年 月 日	
業務責任者		電話番号							
業務の種別		消防用設備等の種類				工事、整備、販売の内容			
業務の内容									
消 防	区分	第 1 類		第 2 類		第 3 類		第 4 類	
	種類	甲 種	乙 種	甲 種	乙 種	甲 種	乙 種	甲 種	乙 種
人員									
設 備 士	区分	第 5 類		第6類	第7類	特 類	合 計		
	種類	甲 種	乙 種	乙 種	乙 種	甲 種	甲 種	乙 種	計
	区分								
業務開始年月日									
そ の 他									
※ 受 付 欄					※ 経 過 欄				

（美津 三十四）

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 記載内容に変更が生じたときは、すみやかに届け出ること。
- 3 販売を業とする場合には、取扱設備、器具の説明書を添えること。
- 4 ※印の欄は記入しないこと。

少量危険物 貯蔵取扱い（廃止）届出書
 指定可燃物

（表）

年 月 日				
様				
住所				
届出者氏名				
電話番号				
貯蔵又は取扱いの場所	所在地			
	名称			
類、品名及び最大数量	類	品名	最大貯蔵数量	1日最大取扱数量
貯蔵又は取扱い方法の概要				
貯蔵又は取扱い場所の位置、構造及び設備の概要				
消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要				
貯蔵又は取扱いの開始予定期日・期間又は廃止期日				
その他必要な事項				
※ 受付欄			※ 経過欄	

（美津 三十四）

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。
- 4 貯蔵又は取扱いの見取図を添付すること。

※ 調 査 欄

(裏)

調 査 年 月 日	年 月 日
調 査 員	職・氏名
意 見	
状 況	
1 保有空地(これにかわる塀、壁等)	
2 建築物屋内構造	
3 タンクの構造	
4 機械、器具、配管等	
5 貯蔵、取扱の方法	
6 消防用設備等	
備 考	

〈美津 三十四〉

水 圧
水 張 試 験 ・ 検 査 申 請 書

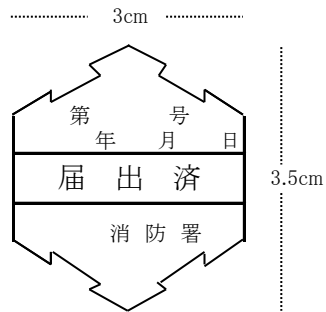
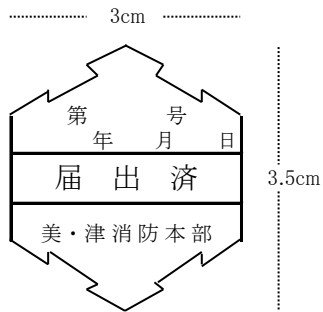
年 月 日		
様		
住所		
届出者 氏 名		
電話番号		
<p>火災予防条例第54条の規定に基づく試験検査を受けたいので、美幌・津別広域事務組合消防手数料条例に定める手数料を添えて、下記のとおり申請します。</p>		
試 験 ・ 検 査 の 申 請 内 容	所 在 地	
	名 称	
	検 査 の 種 目	水 圧 水 張
	種 別 及 び 品 名	
	タンクの構造	直 径 mm 胴 板 mm 長 さ mm 鏡 板 mm
	容量及び製造年月日	
	検 査 希 望 年 月 日	
	検 査 希 望 場 所	
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄
		結 果 合 ・ 不

(美津 三十四)

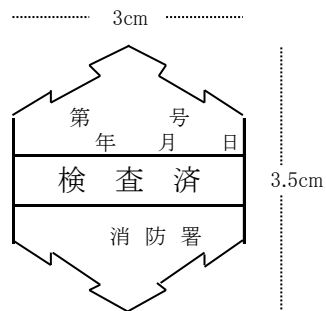
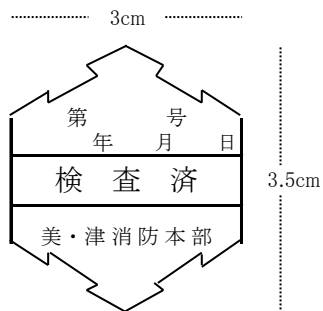
備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ※印の欄は記入しないこと。
- 3 必要図書を添付のこと。

様式第32号 (第25条関係)

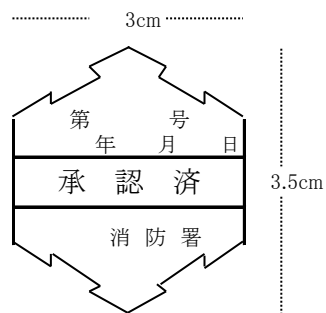
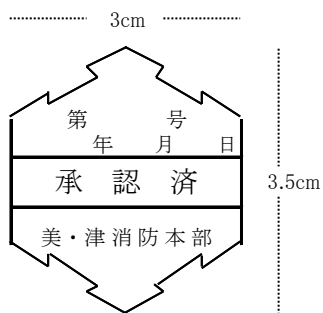


様式第33号 (第25条関係)



〔美津
二二二〕

様式第34号 (第25条関係)



点 検 項 目			点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容	
			判 定	不 備 内 容		
火 気 を 使 用 す る 設 備 の 位 置 ・ 構 造 及 び 管 理 等	火 を 使 用 す る 設 備 等	設 備 の 位 置	<input type="checkbox"/> 適			
			<input type="checkbox"/> 否			
	設 備 の 管 理	<input type="checkbox"/> 適				
		<input type="checkbox"/> 否				
	火 器 を 使 用 す る 器 具 の 取 扱 い	<input type="checkbox"/> 適				
		<input type="checkbox"/> 否				
	喫 煙 等 の 制 限	<input type="checkbox"/> 適				
		<input type="checkbox"/> 否				
	火 の 使 用 限 に 関 す る 煙 火 の 制 限	<input type="checkbox"/> 適				
		<input type="checkbox"/> 否				
	備					
	考					

〈美津 三十二〉

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
 - 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
 - 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

点 検 項 目		点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容	
		判 定	不 備 内 容		
指定 数量 未満 の危 険物 の貯 蔵及 び取 扱い	貯蔵又は取扱い数量	<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
	火気の使用制限	<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
	漏れ・あふれ又は 飛散の防止	<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
	容 器	<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
	少 量	計 器 類 に 関 する 監 視	<input type="checkbox"/> 適		
			<input type="checkbox"/> 否		
	危 険 物	タ ン ク 本 体	<input type="checkbox"/> 適		
			<input type="checkbox"/> 否		
配 管		<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
備 考					

美津 三十二

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
 - 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
 - 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

点 検 項 目		点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容	
		判 定	不 備 内 容		
指 定 可 燃 物 等 の 貯 蔵 及 び 取 扱 い 備 考	可 燃 性 液 体 類 等	火 気 の 使 用 制 限	<input type="checkbox"/> 適		
			<input type="checkbox"/> 否		
		漏 れ ・ あ ふ れ 又 は 飛 散 の 防 止	<input type="checkbox"/> 適		
			<input type="checkbox"/> 否		
		容 器	<input type="checkbox"/> 適		
			<input type="checkbox"/> 否		
		計 器 類 に 関 す る 監 視	<input type="checkbox"/> 適		
			<input type="checkbox"/> 否		
		タ ン ク 本 体	<input type="checkbox"/> 適		
			<input type="checkbox"/> 否		
		配 管	<input type="checkbox"/> 適		
			<input type="checkbox"/> 否		
綿 花 類 等	火 気 の 使 用 制 限	<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
	集 積 単 位	<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
	計 器 類 に 関 す る 監 視 (廃 棄 物 固 形 化 燃 料 等 を 貯 蔵 し、 又 は 取 り 扱 う 場 合)	<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
備 考					

〔美津 三十二〕

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。